

平成29年11月27日

山梨県福祉保健部福祉保健総務課 御中

日本赤十字社山梨県支部 地区・分区 御中

**「平成29年台風第21号災害義援金」の受付期間延長について**

平素より、赤十字活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。  
標記義援金の受付について下記のとおりお知らせいたします。

日本赤十字社では、「平成29年台風第21号災害義援金」の受付期間を平成30年1月31日（水）まで延長することを決定しました。

本義援金は、平成29年10月31日から受付を開始し、募集しておりますが、申し出が引き続き寄せられていることなどから受付期間を延長することといたしました。

日本赤十字社山梨県支部では、引き続き以下のとおり受付いたしますのでよろしくお取り計らいをお願いいたします。

1 義援金名称 「平成29年台風第21号災害義援金」

2 募集期間

平成29年10月31日（火）から平成30年1月31日（水）まで

3 受入窓口

○日本赤十字社山梨県支部（持参の場合） 甲府市池田1丁目6番1号

午前8時45分から午後5時15分まで 土、日、祝祭日を除く

○郵便局

口座記号番号「00140-3-603645」

口座名義「日赤平成29年台風21号災害義援金」

\*窓口での取扱の場合、振込手数料は免除

○山梨中央銀行

下飯田支店 普通口座 「80179」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

\*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

次頁へ続く

# Press Release



## ○甲府信用金庫

本店 普通口座 「0448543」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

\*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

## ○山梨信用金庫

池田支店 普通口座「190196」

口座名義「日本赤十字社山梨県支部」

\*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

- \*振込の場合は、通信欄または備考欄に「台風21号災害義援金」と明記して下さい。
- \*領収証発行を希望の場合は、送付先住所を明記し、通信欄または備考欄に「領収書希望」と記入して下さい。

\*なお、日本赤十字社にお寄せいただきました義援金は、手数料などいただくことなく全額が被災地県に設置された「義援金配分委員会」を通じ、被災者に届けられます。

### ■本件に関するお問い合わせ先

山梨県甲府市池田1-6-1

TEL 055-251-6711

日本赤十字社山梨県支部 総務課 丹沢

Mail [tanzawa@yamanashi.jrc.or.jp](mailto:tanzawa@yamanashi.jrc.or.jp)